

○八王子市身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成事業実施要綱

昭和59年5月1日適用

改正	昭和62年4月1日	平成7年3月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成13年4月1日	平成15年4月1日
	平成16年4月1日	平成16年8月1日
	平成18年10月1日	平成23年10月1日
	平成25年4月1日	平成26年12月1日
	平成29年4月1日	令和2年4月1日
	令和3年4月1日	令和3年7月1日
	令和5年6月26日	

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う事業所（以下「グループホーム」という。）に入居する者（以下「入居者」という。）の支払った家賃の一部を助成することにより、入居者の経済的負担の軽減を図り、地域における自立した生活を支援することを目的とする。

(助成の内容)

第2条 この要綱における家賃の助成事業は、入居者の所得状況に応じて、入居者が支払った家賃の額の一定額を助成するものとする。

(対象者)

第3条 この要綱による家賃の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者

ウ 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

(2) 18歳以上である者

(3) グループホームに入居し、当該グループホームの家賃を支払っている者

2 前項の規定にかかわらず、生活保護を受給している者は家賃の助成対象としない。ただし、家賃の助成を受けたならば保護を必要としない状態となる者については、この限りではない。

(助成承認の申請)

第4条 家賃の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、グループホーム家賃助成承認申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請し、あらかじめ家賃助成の承認（以下「助成承認」という。）を受けなければならない。

(1) 所得を証する書類

(2) 入居するグループホームの家賃月額を証する書類

(3) 前条第2項ただし書きに該当する者にあつては、その旨を証する書類

(助成承認の可否の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、第3条及び別表1に定めるところに基づき、助成承認の可否を決定し、グループホーム家賃助成承認(不承認)通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成対象家賃)

第6条 助成対象となる家賃は、助成承認を受けた者(以下「助成承認者」という。)がグループホームに入居した月から当該助成承認者に係る助成承認があつた日が属する年度(以下「承認年度」という。)の末月までのものとする。ただし、グループホームに入居した月が承認年度より前である場合は、当該承認年度の4月からのものとする。

(家賃支払の届出)

第7条 助成承認者は、原則6カ月毎にグループホーム家賃支払届出書(第3号様式)(以下「届出書」という。)に、その者が支払った家賃の領収書等(以下「領収書等」という。)を添付して、市長に対し、家賃の支払があつたことを届け出なければならない。

2 前項の届出は、承認年度の末日又は当該期間に関わる全ての領収書等を受領した日のいずれか早い方の日から1か月以内に行うものとする。

(助成金の支払)

第8条 市長は、前条の届出の内容が適当と認められるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成承認内容の変更)

第9条 助成承認者は、助成承認の内容に変更が生じた場合は、グループホーム家賃助成承認内容変更届出書(第4号様式)により、速やかに市長に当該変更事項を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出に基づき、当該届出のあつた助成承認者の助成承認内容を変更したときは、グループホーム家賃助成承認内容変更通知書(第5号様式)により通知するものとする。ただし、当該変更内容が軽微な場合にあっては、この限りではない。

3 前項による助成承認内容の変更は、当該変更の原因となる事実が発生した月から適用する。

(助成承認の取消し)

第10条 市長は、助成承認者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該助成承認者に係る助成承認を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する家賃の助成対象者に該当しなくなったとき。

(2) この要綱に定める申請又は届出において、偽りその他不正の行為があつたとき。

(3) その他市長が家賃を助成することが不適當と認めたとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条第2号の規定により助成承認を取り消した場合であつて、既に支払った助成金があるときは、当該助成承認を取り消した者に対し、その支払った助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用年月日)

1 この要綱は、昭和59年5月1日から適用する。

(適用の特例)

2 この要綱適用の際、既に法人の運営する生活寮を利用している者であつて、利用前通勤寮に入所していた者については、通勤寮入所中の者とみなしてこの要綱を適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

2 この改正以前に、改正前要綱に基づき道府県の基準に基づく知的障害者生活寮を利用している者については、退所するまでの間は改正前の要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用の日以前に発生した家賃への助成については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用の日以前に発生した家賃への助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日以前に発生した家賃への助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月 26 日から適用する。

別表 1

助成 区分	所得月額	家賃助成額	
		都内のグループホーム入居者	都外のグループホーム入居者
1	月額73,000円未満	<p>月額24,000円 ただし、家賃の額が24,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。</p> <p>なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。</p>	<p>月額14,000円 ただし、家賃の額が14,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。</p> <p>なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。</p>
2	月額73,000円以上 月額97,000円未満	<p>月額12,000円 ただし、家賃の額が12,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。</p> <p>なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。</p>	<p>月額2,000円 ただし、家賃の額が2,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。</p> <p>なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる者にあつては、助成対象外とする。</p>

- 1 表中「所得月額」とは、入居者の収入月額から必要経費（月額）を控除した額とする。
- 2 前項に規定する収入月額は、助成承認を申請する日の属する前年（助成承認を申請する日が1月から3月までにある場合は、前々年）の次に掲げる収入（地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者1人につき月額17,000円以下のものを除く。）の合計額を12で除した額（円未満切捨て）とする。
 - (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に定める不動産所得、第28条第1項に定める給与所得及び第33条第1項に定める譲渡所得
 - (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
 - (3) 国又は地方公共団体が支給する各種手当及び交通費給付
- 3 第1項に規定する必要経費（月額）は、次のものとする。
 - (1) 助成承認を申請する日の属する前年（助成承認を申請する日が1月から3月までにある場合は、前々年）の次に掲げる経費の合計額を12で除した額（円未満切捨て）
 - ア 社会保険料
 - イ 所得税
 - ウ 地方税
 - エ 交通費
 - (2) 基礎控除（第2項に規定する収入月額を基に、別表2「基礎控除額表」により算出した額）

別表2

基礎控除額表

(単位:円)

収入月額別区分	控除額
0～15,000	収入月額と同額
15,001～15,199	収入月額と同額
15,200～18,999	15,200
19,000～22,999	15,600
23,000～26,999	16,000
27,000～30,999	16,400
31,000～34,999	16,800
35,000～38,999	17,200
39,000～42,999	17,600
43,000～46,999	18,000
47,000～50,999	18,400
51,000～54,999	18,800
55,000～58,999	19,200
59,000～62,999	19,600
63,000～66,999	20,000
67,000～70,999	20,400
71,000～74,999	20,800
75,000～78,999	21,200
79,000～82,999	21,600
83,000～86,999	22,000
87,000～90,999	22,400

収入月額別区分	控除額
91,000～94,999	22,800
95,000～98,999	23,200
99,000～102,999	23,600
103,000～106,999	24,000
107,000～110,999	24,400
111,000～114,999	24,800
115,000～118,999	25,200
119,000～122,999	25,600
123,000～126,999	26,000
127,000～130,999	26,400
131,000～134,999	26,800
135,000～138,999	27,200
139,000～142,999	27,600
143,000～146,999	28,000
147,000～150,999	28,400
151,000～154,999	28,800
155,000～158,999	29,200
159,000～162,999	29,600
163,000～166,999	30,000
167,000～170,999	30,400
171,000～174,999	30,800

収入月額別区分	控除額
175,000～178,999	31,200
179,000～182,999	31,600
183,000～186,999	32,000
187,000～190,999	32,400
191,000～194,999	32,800
195,000～198,999	33,200
199,000～202,999	33,600
203,000～206,999	34,000
207,000～210,999	34,400
211,000～214,999	34,800
215,000～218,999	35,200
219,000～222,999	35,600
223,000～226,999	36,000
227,000～230,999	36,400
231,000～	収入月額が231,000円以上の場合は、収入月額が4,000円増加するごとに400円増加